

守口市災害時におけるペットとの避難マニュアル



令和6年5月

守口市危機管理室

1 目的

近年、ペットを飼育する方にとって、ペットはかけがえのない大切な家族の一員として認識されています。一方、ペットを飼育しない方にとっては、アレルギーや鳴き声による騒音等が問題となります。

大規模災害発生時には、そのような方々が一定期間、共に生活することが必要になることもあります。そこで、ペットを飼育する方、飼育しない方の両方が、少しでも気持ちよく過ごすことができるようにするため、事前のルールづくりや避難所運営での留意点等をまとめました。

守口市では「誰にでもやさしい」防災施策を推進しています。本書を活用し、避難所におけるペットの在り方についての施策の発展・深化の取組みを進めていきます。

2 開設条件

災害時に避難所を開設する際は、大きく自主避難とそれ以外に分かれます。自主避難は台風の接近時等にご自宅で過ごすことがご不安な方等のために開設をするもので、それ以外の場合は、命を守るための避難行動の一つとして市が避難場所を提供するものです。

自主避難の際には、避難所閉鎖後すぐに通常生活に戻ることができるよう、例えば小学校を避難所としている場合は授業再開のための準備を直ちに進める必要があります。一方、自主避難以外の場合には一定期間の避難所生活を送る可能性もあり、「家族」としてペットと共に避難生活を送ることができるよう以下のとおり条件を定めました。

(1) ペットと避難できる災害の規模

市では、以下の災害のときに、自主避難以外のための避難所を開設し、ペットを受け入れます。

ア 市域で震度5弱以上の震度を観測したとき

イ 警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報が市から発令されたとき

ウ その他、災害対策本部長が必要と認めたとき

(2) ペットと避難できる避難所

ペットと避難できる避難所は、指定避難所とする小・中学校及び義務教育学校のうち、一般避難者と動線が交わらないなど、一定の要件を満たしたペット避難スペース（飼育場所）の確保や、児童・生徒の教育活動などへの影響を勘案しながら、災害発生状況に応じて、市が決定し、市民に周知します。

3 受入れ時の条件

(1) 避難所に入ることができるペット

避難所に避難されている方の安全を確保するためにも、避難所に避難できるペットは原則として犬（狂犬病予防接種済みの犬に限ります）・猫・その他ケージ

で飼育可能な齧歯類（リス等の事）、小鳥等の小動物とします。

※避難所に入ることができるペットでも、大型の動物や特別な設備が必要な動物等、管理が困難な動物については、市の指定避難所以外の別の避難先を検討して頂きます。

(2) 避難所に入ることができないペット

特定動物(危険動物:ワニガメやニシキヘビ等)や特定外来生物(アライグマ等)に指定された動物、これらに類する動物については、法令で飼育施設の外に出すことが禁じられており、特別な管理が必要なため、避難所には入ることができません。

(3) 飼育場所の指定

避難者の中にはアレルギーがある方等で動物と同じ環境に居住することができない方もいらっしゃいます。そのため、原則として人とペットは別の場所に居住することとします。ただし、ペットと飼い主と一緒に過ごすスペースが確保できる場合はその限りではありません。ペットの飼育のための場所は、それぞれの避難所によって個別に検討する必要がありますが、一例を示すと以下のとおりです。

【地震時】

(例) 体育館棟の軒下スペース、ピロティ、駐輪スペースの軒下

【風水害時】

(例) 2階以上の場所

飼育場所の考え方

ア 避難者との動線が交わらない場所

イ 鳴き声やにおいが人の居住場所に来るだけ届かない場所

ウ 雨風がしのげる場所

(4) ペットと一緒に避難される方へのお願い

ペットを飼育する方、しない方、すべての方が、災害時の不安を少しでも減らすことができるように、ペットの飼育における避難所生活での一般的なルールを以下に示します。

ア 避難所内の指定飼育場所にて、ケージに入れた上で飼育してください。

ケージに入らない大きさの動物は必ずリードに繋いでください。リードに繋ぐ場合は、ブルーシートを敷いた上で、避難者との動線から離れた場所に括り付けてください。(リードが短すぎると自由に動けなくなりストレスがたまるので、長さは1m～1.5mくらいが目安です。)

イ 清掃・片付けを含め、飼育管理は飼い主が行ってください。

ウ ケージ、リード、食料、薬その他飼育に必要な物品は飼い主が用意してください。

- エ 迷子札、鑑札、狂犬病予防接種済票等の所有者明示を行ってください。
- オ 受付時にペット登録書を提出してください。その際、受付でお渡しするタグをケージに結びつけてください。
- カ 居住スペースにペットを持ち込まないでください。
- キ ペットを触った後は必ず手指消毒を行ってください。また、粘着クリーナー（コロコロ）等を用いて衣服に付いた毛を取ってください。
- ク 必要に応じ、飼い主同士で**※飼い主の会**を立ち上げ、グループで飼育してください（「飼い主の会」が立ち上がった際は、ペット飼育者は必ず参加してください。）。
- ケ 他の避難者からのペットに関する苦情等トラブルが生じた時は、原則として、飼い主自身が対応してください。自身での解決が困難な場合は「飼い主の会」に相談し、仲介をしてもらってください。
- コ 避難所運営本部の指示には必ず従ってください。

「飼い主の会」について

- ① 避難所運営本部の指導の下、飼い主全員から数名の代表者を選出します。
- ② 飼い主の会は、避難者や飼い主へのルールや情報の周知や情報共有など、飼い主全員が協力してペットの管理が行えるよう活動します。
- ③ 飼い主の会は、ペット同行避難者用受付窓口の代表となり、報告事項をとりまとめ一括して避難所従事者に報告します。
- ④ 代表者は、必要に応じて避難所運営本部が開催するミーティングに出席します。
- ⑤ 飼い主の会においても、飼い主同士で情報を共有できるよう、定期的にミーティングを実施します。

4 避難所開設時の対応

(1) 避難所開設準備

- ア 使用する床・壁をブルーシート・ロール紙等で覆います。
- イ ペットの種類ごとに部屋をブルーシートなどで間仕切りし、区画分けします。
- ウ 一定の間隔でケージを置くことができるよう、予め設置場所を決めておきます。ケージの隙間は段ボール等で仕切る、毛布を被せる等し、ペット同士お互いの姿が見えないようにすることでストレスの軽減を図り、無駄吠え等を防止します。
- エ ペット避難スペースの出入口に「飼い主以外立入禁止」の掲示をします。
また、出入口にネットを張る等、ペットが逃げ出さないための対策をします。
- オ 床にブルーシートを敷き、トイレスペースを設置します。また、ペットの排

せつ物専用のごみ箱を設置します。



(2) ペットへの対応

【飼い主自身が行うこと】

ア 給餌、給水、食べ残したエサの片づけ

イ ケージ内の糞尿の処理や掃除

ウ ケージ周辺の掃除

エ 苦情対応（他の避難者からのペットに関する苦情等トラブルが生じた時は、飼い主自身で対応します。一人で解決できない問題に対しては、飼い主の会で対応します。）

オ 定期的な犬の散歩

※過去の大規模災害時に最も問題となったのは犬の鳴き声です。避難所での犬の鳴き声の原因はストレス、警戒、不安など様々で、個別に対処するのは非常に困難です。しかし、犬を十分に運動させることで鳴き声の問題はかなり軽減できます。犬の避難生活では、他の避難者に迷惑をかけないためにも、犬自身が落ち着くためにも、散歩が非常に重要です。また、飼い主にとっても運動はストレス解消になります。他人を咬むおそれがない犬であれば（逸走防止に十分注意するという前提で）犬に慣れた飼い主以外の人にとっても運動をかねて犬の散歩をするメリットがあります。災害時だからこそ、平時よりも多く散歩につれだすことが大切です。

【飼い主の会（飼い主全員）で行うこと】

ア 会員全員での飼養ルールの確認及び飼養・管理に関する作業分担、当番の決定

イ 飼養スペース全体やその周辺の掃除、消毒

ペットと避難できる避難所を小中学校としているため、避難所閉鎖後はすぐに授業が再開できるようにしなければなりません。床面や壁面を汚さないようにブルーシート等を使用し、汚れが残らないように配慮しましょう。

ウ 飼育スペースの設営

エ ペット救援物資の搬入、仕分け、配分

災害発生から数日で救援物資が届くようになります。飼い主の会は飼い主のニーズを集約し、必要な物資を要請するとともに、救援物資を受け入れ、必要な飼い主に配分します。

オ 飼い主不明動物の一時的な飼養（大阪府動物愛護管理センターに收容されるまで）

避難所には、飼い主の分からない動物が保護される可能性があります。その場合には、動物愛護管理センターが收容するまでの間、一時的な保護に協力をお願いします。

カ ペットと避難される方用受付窓口の運営及び名簿の管理

キ ペット共用トイレの掃除、糞尿の処理

※排せつ後のトイレシートや猫砂、おがくずはビニール袋に入れ、固く口を閉じて、さらに大きなビニール袋かふた付きのごみ箱に入れてください。散歩中に排せつする犬は、避難所からなるべく離れた（避難所の人の通行がない）場所で排せつさせ、糞はビニール袋で必ず回収してください。

ク 散歩コースの範囲の決定

（3）日々の清掃方法

ア ほうきで床に落ちている毛を掃きとる。

イ 使用している部屋・動線の共用部分の内、ロール紙やブルーシートで覆っていない箇所をアルコール消毒等で拭き取る。

ウ 床・壁を覆っているブルーシートやロール紙は1週間に1回程度、新しいものに替える。

（4）避難所閉鎖後の消毒

ア 施設の消毒を行うタイミング

空中に浮遊した動物の毛を片付けるため、避難所を閉鎖してから約9時間経過以降に部屋・動線等使用した箇所の片付け・消毒を行います。

イ 消毒箇所

使用した部屋・動線の共用部分の内、ロール紙やブルーシートで覆っていない箇所

ウ 消毒方法

- ① ほうきで床に落ちている毛を掃きとる。30分程度間隔を空けて2回行う。
その後、ホースや噴霧器等を使用して水をまき、ほうきで掃ききれなかった細かい毛などを水で流す。
- ② 希釈した塩素系漂白剤を用い、消毒箇所を拭き取る。
バケツ1杯の水2,500ccに対し、塩素系漂白剤はキャップ1/2の量の10cc
(濃度0.02%)
- ③ 拭き取り後、10分程度時間を置き、同様の箇所を水で再度拭き取る。

5 飼い主の皆さんにお願いする「普段からの備え」

- ア 決められた場所で排泄出来るようしつけしておくこと。
- イ 最低5日分の食料含むペット用品を備蓄しておくこと（1週間以上が望ましい）。
- ウ ケージに入れても飼育できるよう馴らしておくこと。
- エ 予防接種等は必ず済ましておくこと。
- オ 特別な管理が必要な動物等は避難所で受入れが出来ないため、受入れ先を確保しておくこと。

避難所におけるペットの飼育管理ルール

避難所でペットを飼育するためには、次のことを必ず守ってください。

- (1) 避難所運営本部の指示には必ず従ってください。
- (2) ペットは、他の避難所利用者の理解と協力のもと、飼い主が責任を持って飼育することを原則とします。
- (3) ペットは指定された場所に必ず繋ぐか、ケージ等の中で飼育してください。
- (4) ペットを人の居住区域に入れないようにしてください。
- (5) ペットの飼育場所は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- (6) ペットの食料や薬は原則として飼い主が用意してください。また、給餌の時間を決め、その都度きれいに片付けてください。
- (7) ペットによる苦情、他人への危害防止に努めてください。
- (8) 必ず屋外の指定された場所で排便させ、後始末をしてください。
- (9) ノミの駆除等の衛生環境の維持に努めてください。
- (10) 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- (11) 飼い主の会が発足された場合、必ず参加してください。
- (12) 名札等を装着し、飼い主がわかるようにしてください。
- (13) 飼育困難な場合は、避難所運営本部に相談してください。
- (14) ペットの関係で、他の避難者からのペットに関する苦情等トラブルが生じた時は、原則として、飼い主自身が対応してください。

No.

同行避難動物登録票

入所日	年 月 日	退所日	年 月 日	施設名	
-----	-------	-----	-------	-----	--

飼い主	氏名	フリガナ	
	避難前住所		
	電話		
ペットの情報	動物種・品種	・	
	呼び名		
	鑑札・マイクロチップ	No.	
	性別・年齢	オス ・ メス 才	
	体格・体重	kg	
	特徴(毛色等)		
	犬の場合	【登録】	有 ・ 無
		【狂犬病予防注射】	済 ・ 未
	健康管理	【混合ワクチン】	済 ・ 未
		【ダニの駆除】	済 ・ 未
不妊去勢	実施 ・ 未実施		
特記事項			

同 行 避 難 動 物 管 理 台 帳

施設名： _____

管理責任者（担当者）名： _____

No.	入所日	退所日	動物種	品種	呼び名	性別	年齢	特徴	鑑札・マイクロチップ	飼い主氏名	連絡先	避難前住所	登録・ワクチン等
1									No.				【登録】 有・無 【狂注】 済・未 【混合】 済・未 【ダニ】 済・未 【去勢】 済・未
2									No.				【登録】 有・無 【狂注】 済・未 【混合】 済・未 【ダニ】 済・未 【去勢】 済・未
3									No.				【登録】 有・無 【狂注】 済・未 【混合】 済・未 【ダニ】 済・未 【去勢】 済・未
4									No.				【登録】 有・無 【狂注】 済・未 【混合】 済・未 【ダニ】 済・未 【去勢】 済・未
5									No.				【登録】 有・無 【狂注】 済・未 【混合】 済・未 【ダニ】 済・未 【去勢】 済・未

行 方 不 明 動 物 受 付 票

受付年月日	年 月 日	受付場所	
受付時間	時 分	受付者	

受付区分	<input type="checkbox"/> 対面（来所）	<input type="checkbox"/> 対面（避難所）	<input type="checkbox"/> 電話
------	---------------------------------	----------------------------------	-----------------------------

届出者	氏名：
	連絡先：
	避難場所：

行方不明動物の情報	行方不明日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	行方不明場所			
	動物種	犬・猫・他 ()	品種	
	呼び名		毛色	
	性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
	年齢		体重	
	首輪	有・無 色：	マイクロチップ [®]	有・無 No.
	鑑札	有・無 No.	注射済票	有・無 No.

結果	発見日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	発見場所			
	措置	<input type="checkbox"/> 返還： 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> 一時預かり： 受付日 年 月 日 → 返還日 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> 所有権放棄： 受付日 年 月 日		
	收容	收容場所：		
		收容期間： 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
	その他	死亡確認： 年 月 日		
保護收容受付番号：				
その他：				

相 談 受 付 票

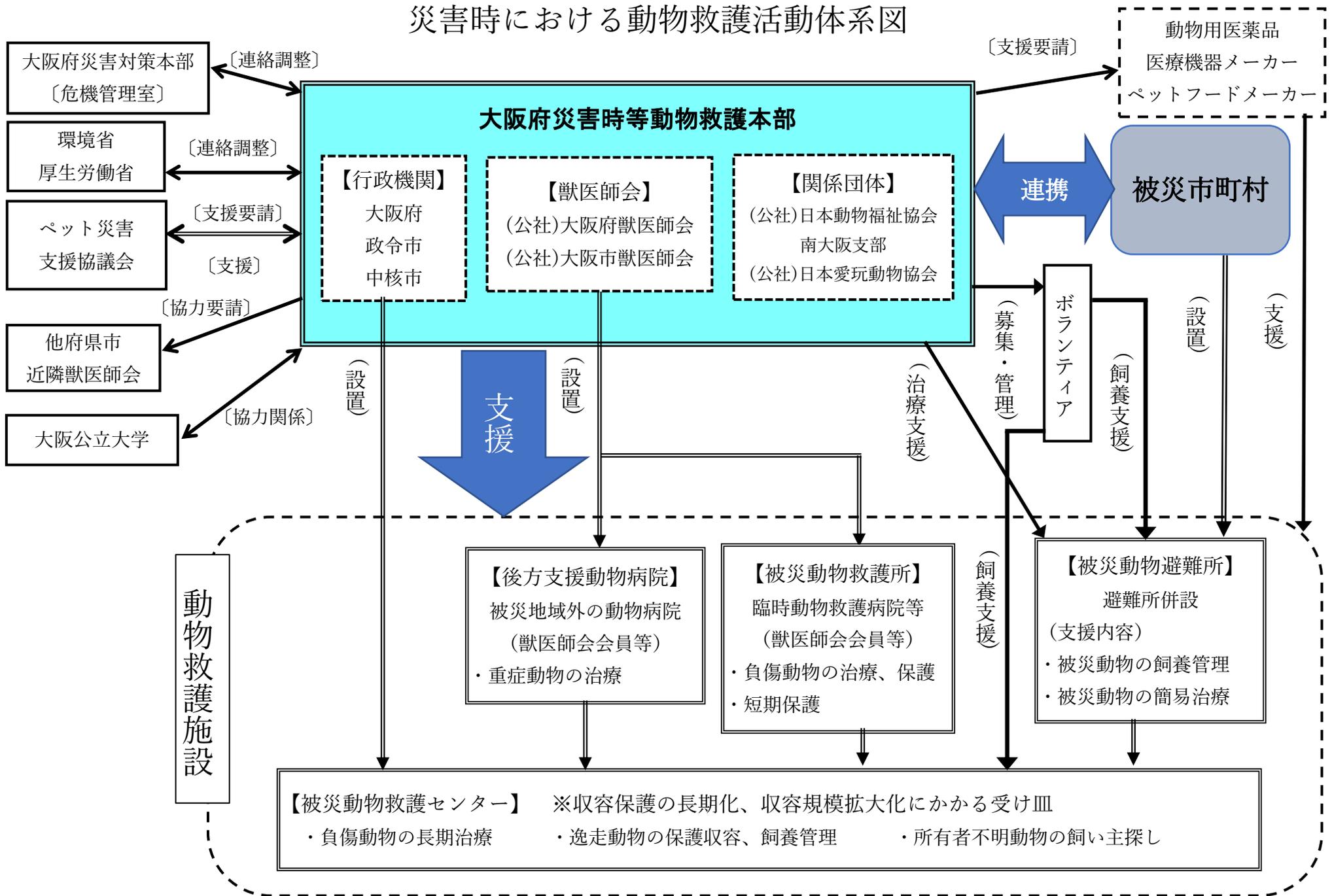
受付年月日	年 月 日	受付場所	
受付時間	時 分	受付者	

受付区分	<input type="checkbox"/> 対面（来所）	<input type="checkbox"/> 対面（避難所）	<input type="checkbox"/> 電話
相談者	氏名：		
	連絡先：		
	避難場所：		

相談内容	回答要旨

※飼育動物の行方不明の相談の場合は、「行方不明動物受付票」へ記入

災害時における動物救護活動体系図



被災された動物に関する相談先（大阪府災害時等動物救護本部設置時）

相談先 大阪府動物愛護管理センター 四條畷支所（守口市を管轄）

住所 四條畷市江瀬美町1-16

電話番号 072-862-2170

- 相談内容
- ①行方不明になったペットの相談
 - ②保護した飼い主不明の動物に関する相談
 - ③避難所への同行避難に関する相談
 - ④避難所でのペットの飼育方法、健康管理等の相談
 - ⑤その他ペットの飼育に関する全般